

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成26年 6月27日	
兵庫県知事 殿	
提出者	
住所 東京都港区新橋1-6-5	
氏名 日本道路株式会社	
代表取締役 山口 宣男	
電話番号 078-855-3153	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本道路株式会社 神戸営業所
事業場の所在地	兵庫県神戸市灘区琵琶町1-6-11 六甲道ビル3階
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0631 舗装工事業
② 事業の規模	完成工事高 157,468百万円(平成25年度実績)
③ 従業員数	1,317名(平成25年3月31日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（ 25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	排 出 量	38,089 t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての利用を図る。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	排 出 量	1,000 t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての利用を図る。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	38,089 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	38,089 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂としての利用を図る。		

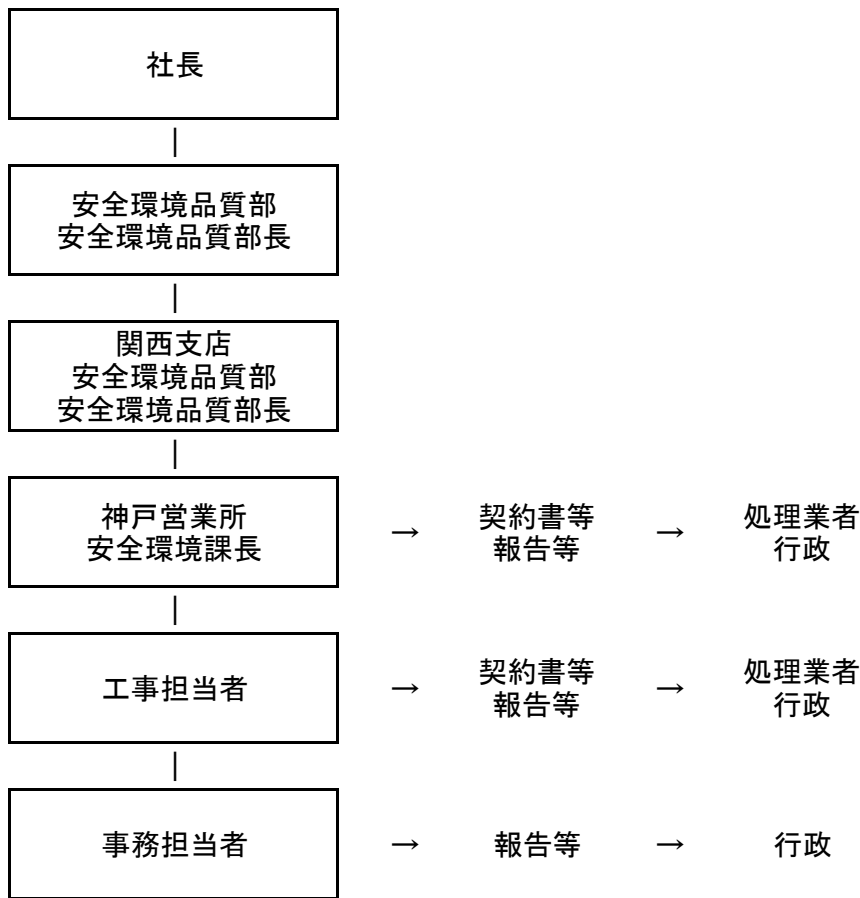
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	1,000t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての 利用を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



安全環境品質部

- ・関係法令等に則った、全社的な廃棄物減量計画の立案・廃棄物処理計画等の策定

関西支店安全環境品質部

- ・関係法令等の教育、啓発、指導監督

所安全環境課長

- ・神戸営業所内の統合的な廃棄物減量計画の立案・廃棄物処理計画等の策定・行政への報告
- ・処理委託業者の選定・契約書等の確認・適正処理の確認

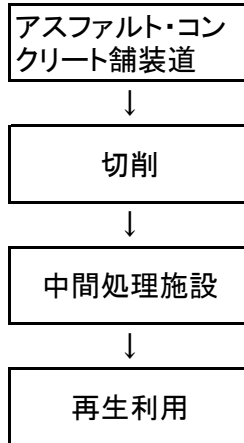
工事担当者

- ・産業廃棄物処理委託契約等の手続き、引渡
- ・工事現場内での適正処理

事務担当者

- ・行政への報告

産業廃棄物の一連の処理の工程



がれき類(アスファルト・コンクリート殻)→収集運搬→破碎→再生利用

平成26年 6月 27日
日本道路(株)神戸営業所

産業廃棄物処理計画書

1. 事業概要

(1) 一般事項

事業所名 : 日本道路(株)神戸営業所
 : 所長 古川 浩二
所在地 : 兵庫県神戸市灘区琵琶町1-6-11 六甲道ビル3階
電話番号 : 078-855-3153

会社名	: 日本道路株式会社
	代表取締役 山口 宣男
資本金	: 122億9,026万円
事業内容	: 道路建設及び舗装工事
従業員数	: 1,317人
売上金額	: 1,574億円

(2) 廃棄物の発生に関わる事項

道路建設工事に伴って発生するアスファルトコンクリート塊、
コンクリート塊等の処分

2. 計画期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

3. 管理体制

管理組織図を添付

4. 産業廃棄物の排出抑制に関する事項 (表-1)

建設廃棄物の発生抑制は、施工計画段階で充分検討し発注者、
下請業者及び建設資材業者と打ち合わせを行い、確認を行った後
施工にあたる。

5 産業廃棄物の分別に関する事項

現場内で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等、それぞれ処理・再生利用に応じた分別を行う。分別は以下の方法による。

1) 分別計画

- a) 作業に先立ち分別計画を作成し、下請業者や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図る
- b) 処理施設の受入条件を十分に検討し、条件に応じた分別計画を立てる。
- c) 工事の進捗により排出される廃棄物が違うので、工程に見合った分別計画を立てる。
- d) 敷地の条件によって廃棄物の集積場所、方法を定め、集積場所までの運搬方法、搬出方法を具体的に決める。

2) 分別の表示

廃棄物の集積場所や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違えることなく分別できるようにする。

3) 容器による分別

がれき類以外の廃棄物は品目ごとに容器(小型ボックス、コンテナ等)を設けて分別し、分別表示板等を取り付ける。又、運搬時には分別したものが混合しないように注意する。

4) 一般廃棄物の分別

6 産業廃棄物の再生利用に関する事項

産業廃棄物の種類毎の再生利用に係わる計画を立てる。

- ・アスファルトコンクリート塊
中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。
- ・コンクリート塊
中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。
- ・金属くず
種類毎に分別し、資源回収業者に売却する。

7 産業廃棄物の処理に関する事項

廃棄物の委託処理にあたっては、廃棄物処理法の委託基準に則して行うこととし、保管にあたっては保管基準を遵守する。

(表一) 建設廃棄物の発生抑制策

施工計画	仮設計画の検討	<p>廃棄物分別・仮置きスペースの確保</p> <p>仮設舗装、コンクリート処理方法の検討</p>
	工法の検討	<p>工事種別毎の検討</p> <p>①舗装工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り壊しの方法 ・残アスファルトコンクリート、コンクリートの利用計画 <p>②付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設コンクリート構造物の再利用の検討 (コンクリート縁石、U字溝、歩道ブロック等) ・残コンクリートの利用計画
施工	発生を抑制する体制の整備	<p>①廃棄物対策組織の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の明確化 ・場内パトロールの実施 ・分別ルール等についての新規入場者教育の実施 <p>②廃棄物回収施設の設置</p>
	工法の採用・実施	<p>工事種別毎の採用・実施</p> <p>①舗装工事</p> <p>a) 建設リサイクル法に規定する建設副産物を再資源化施設へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトコンクリート塊 ・コンクリート塊 ・建設発生木材 <p>b) 残アスファルトコンクリート、コンクリートの利用</p> <p>②付帯工事</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 既設コンクリート構造物・製品の再利用 b) 分別の徹底 c) 残コンクリートの利用

2014年度関西支店 建設副産物適正処理管理組織図

2014.4.1

